

世田谷区保育運営支援専門員募集要領 【保育運営支援専門員（保育士）16日勤務】

1 職務内容

- (1) 区内保育施設・事業の長及び職員への運営についての相談・助言・支援に関すること。
- (2) 区内保育施設・事業の保育の質の確保のために必要な調査・訪問・研究・講演等に関すること。
- (3) 区内保育施設・事業等が抱える対応困難な事例及び苦情についての相談・助言・支援に関すること。
- (4) その他保育の質の確保・向上等の業務に関し、所属長の指示する事項。

2 応募資格

- (1) 次に掲げる条件を満たす者

- ・保育士資格を有し、保育施設の施設長を5年以上経験している者
- ・保育運営支援専門員（保育士）の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- ・対人折衝能力に長けている者
- ・職務に意欲のある者

- (2) 以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

- (1) 任用期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

- (2) 勤務日数

月16日（原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。）

（裏面あり）

(3) 勤務時間

1日7時間勤務

午前9時00分から午後5時00分まで（休憩時間は、原則正午から午後1時）

※原則超過勤務はありませんが、公務のため緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いする場合があります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

(4) 勤務場所

子ども・若者部 保育課 保育育成支援担当（世田谷区成城2-22-15 成城2丁目事務所棟2階）
(任用期間の途中又は再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。)

(5) 報酬・期末手当等

・報酬月額（16日勤務）月額295,544円

※いずれも地域手当相当分含む。（予定）

常勤の給与制度の改正に応じて変更する場合があります。

- ・期末手当及び勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給
- ・交通費別途支給（月額上限55,000円）

(6) 社会保険等

健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(7) 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

(8) 休暇

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

(9) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤（会計年度任用職員）

(10) その他

- ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
- ・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

4 募集人数

保育士資格者（16日勤務）若干名

5 選考方法・結果

(1) 第一次選考 書類選考

(2) 第二次選考 面接（令和8年2月18日（水）または19日（木）予定）

※第一次選考結果については、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年2月15日（日）を過ぎても結果通知が届かない場合はお問い合わせください。

6 申込方法

「世田谷区保育運営支援専門員採用選考申込書兼履歴書」「資格を証明できる書類」「勤務証明」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記の期間に提出してください。

【提出先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当(第二庁舎2階22窓口)

【提出期間】

(1) 郵送申込 令和8年2月2日(月)～令和8年2月10日(火)必着

(2) 持参申込 上記郵送申込期間の月曜日から金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時
※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんのであらかじめご承知おきください。

※「世田谷区保育運営支援専門員採用選考申込書兼履歴書」やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例及び同施行規則に基づき、適正に取り扱い、世田谷区保育運営支援専門員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【お問い合わせ先】

世田谷区子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

電話03(5432)2325